

県本部各部署長 殿
県下各警察署長

通達区分	例規通達
有効期間	30年

宮本規第102号
令和7年3月3日
宮城県警察本部長

自動車保管場所証明等事務取扱要綱の一部改正について（通達）

自動車保管場所証明等事務の取扱いについては、「自動車保管場所証明等事務取扱要綱の一部改正について（通達）」（令和3年3月22日付け宮本規第925号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、令和7年4月1日から、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第35号）の施行に伴い、自動車保管場所証明等事務取扱要綱の一部を別添のとおり改正するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、これに伴い、旧通達は廃止する。

記

1 主な改正点

- (1) 保管場所標章が廃止されたことから、保管場所標章に関する記述を削除した。
- (2) 規定する様式の見直しを行った。
- (3) その他文言の整理等を行った。

2 施行期日

令和7年4月1日

3 留意事項

旧通達の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この通達の様式によるものとみなし、旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別添

自動車保管場所証明等事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令（昭和37年政令第329号。以下「施行令」という。）及び自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき、警察署長（以下「署長」という。）が行う自動車の保管場所証明等の事務について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第2条第2項に規定する自動車（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車及び二輪の小型特殊自動車を除く。）をいう。

2 保有者

自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。

3 使用の本拠の位置

自動車の保有者その他自動車の管理責任者等の所在地をいう。

4 保管場所

車庫、空地その他自動車を通常保管するための場所で、施行令第1条各号に規定する全ての要件を備えたものをいう。

5 O S S システム

自動車を保有するために必要な手続の申請並びに税及び手数料の納付を電気通信回線を通じて一括して行うことができるシステムで、都道府県警察、地方運輸局運輸支局、都道府県税事務所及び車両法第7条第4項に規定する登録情報処理機関がそれぞれ管理する個別のシステムを連結して構成されたものをいう。

6 証明通知

署長が、自動車の保管場所として申請された場所が、当該自動車の保管場所として確保されていることを証明する旨の通知で、O S S システムを用いて当該署長の使用に係る電子計算機から当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局運輸支局長の使用に係る電子計算機に送信することによって行われるものをいう。

7 証明通知申請

自動車の保有者が、署長に対して、証明通知を行うことを求める申請をいう。

8 署長印

宮城県警察公印規程（昭和34年宮城県警察本部訓令第10号）別表第1に規定する署長印をいう。

9 休日

宮城県の休日を定める条例（平成元年宮城県条例第10号）第1条第1項に規定する休日をいう。

10 電子証明書

宮城県警察における電子署名に関する訓令（平成30年宮城県警察本部訓令第3号。以下「訓令」という。）第2条第2号に規定する証明書をいう。

11 電子証明書管理者

訓令第4条の証明書管理者をいう。

第3 自動車保管場所証明等の手続

1 証明書の交付申請等

(1) 自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書の提出

自動車保管場所証明の申請又は自動車保管場所の届出（以下「申請等」という。）は、自動車1台ごとに1件の自動車保管場所証明申請書（規則別記様式第1号。以下「証明申請書」という。）又は自動車保管場所届出書（規則別記様式第2号。以下「届出書」という。）（以下これらを「証明申請書等」という。）の提出を受けるものとする。

(2) 証明申請書等の申請者等

証明申請書の申請者及び届出書の届出者（以下「申請者等」という。）が法人である場合は、その名称、代表者の役職及び氏名を記載させるものとする。

(3) 証明申請書等の書面の欄外に設ける記載項目

ア 証明申請書の書面の欄外に、「保管場所の所有者」、「保管場所の状況」、「申請事由」、「代替・変更の場合（今までお持ちの自動車の登録番号又は車両番号）」及び「連絡先（電話番号）」の欄を設け、証明申請書の記載項目とする。

イ 届出書の書面の欄外に、「保管場所の所有者」、「保管場所の状況」、「届出・申請事由」、「代替・変更の場合（今までお持ちの自動車の登録番号又は車両番号）」及び「連絡先（電話番号）」の欄を設け、届出書の記載項目とする。

ウ 他の都道府県で作成した様式の証明申請書等で、欄外に前記ア、イの記載項目がないものが提出された場合であっても、これを受理すること。この場合において、必要と認める場合は、欄外の記載事項について申請者に口頭で質問し、記録化すること。

(4) 添付書類

ア 使用権原疎明書面

規則第1条第2項第1号に規定する書面（以下「使用権原疎明書面」という。）は、次に掲げるいずれかの書面とする。

- (ア) 自動車の保有者の土地又は建物を保管場所に使用する場合
保管場所使用権原疎明書面（自認書）（別記様式第1号）

(イ) 他人の土地又は建物を保管場所に使用する場合

当該土地又は建物を借用していることを疎明する次に掲げるいずれかの書面で、原則として保管場所の使用期間が、申請が行われた日から起算して1か月以上であるものとする。

a 保管場所使用承諾証明書（別記様式第2号）

b 駐車場の貸借契約書の写し

c その他当該自動車の保管場所について、自動車の保有者が使用権原を有することを疎明する、賃貸人等が発行する書面

d 前記 a から c までに掲げるもののほか、自動車の保有者が当該申請に係る場所を保管場所として使用する権限を有することを疎明する書面

(ウ) 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合

自己以外の共有者が連署した保管場所使用承諾証明書で、原則として保管場所の使用期間が、申請が行われた日から起算して1か月以上であるものとする。

イ 所在図、配置図

規則第1条第2項第2号に規定する所在図（以下「所在図」という。）及び同項第3号に規定する配置図（以下「配置図」という。）は、保管場所の所在図・配置図（別記様式第3号）又はウ及びエにより作成された書面の提出を求めること。ただし、次に掲げる場合は、所在図の作成を省略することができる。

(ア) 証明申請書の場合

a 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって当該申請に係るもの以外のものをいう。以下この a において同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

b 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（前記 a の規定に該当する場合を除く。）。

(イ) 届出書の場合

a 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって当該届出に係るもの以外のものをいう。以下この a において同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。

b 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（前記 a の規定に該当する場合を除く。）。

ウ 所在図の作成

所在図には目標となる地物、自動車の使用の本拠の位置及び保管場所の位置を表示するとともに、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置の間の

距離を明記させるものとし、市販等の地図や任意の様式の図面によっても差し支えないものとする。

また、前記イの所在図を省略することができる場合であっても、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、所在図の添付を求めて審査すること。

エ 配置図の作成

配置図には当該申請に係る場所の周囲の建物、空地及び道路を表示し、さらに保管場所の寸法や道路の幅員を明記させるものとする。

オ 複数自動車の申請等の場合の書面

同一の保管場所に複数の自動車を保管する内容の申請又は届出が同時になされた場合は、前記ア及びイの添付書面は1通とすることができる。

(5) 審査

証明申請書等を受理する際は、審査項目（別表第1）による審査（以下単に「審査」という。）を行うものとする。

(6) 受理時の取扱い

ア 前記(5)の審査の結果、適当と認められるものについては、受理番号を付与して受理するものとする。

イ 証明申請書等に車台番号が未記入で行われた申請等についても受理することとするが、当該車台番号を記入するまでは、自動車保管場所証明書（規則別記様式第1号。以下「証明書」という。）を交付しないものとする。

ウ 証明申請書等に訂正がある場合は、訂正したことが明らかとなるよう、当該訂正箇所を二重線等で訂正させること。

なお、申請者等の利便性に配慮しつつ、訂正後の記載内容が不明確になるような大幅な修正を行う場合には、新たな用紙に記載し再提出するよう申請者等に教示すること。

エ 申請者等の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合は、当該自動車の運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をする実態を備えている場所であることを疎明する書面の提出を申請者等に依頼すること。ただし、この資料は申請者の任意の協力に基づくもので、提出がないことを理由に不受理にしたり、誤解を与えるような対応をしないこと。

オ 証明申請書を受理したときは、当該申請に係る証明書の交付予定日を告知するものとする。

カ 証明申請書等を受理した場合は、宮城県警察自動車保管場所管理システム（以下「保管場所管理システム」という。）に申請又は届出されたデータを入力して、受理日ごとに自動車保管場所証明等事務取扱簿（別記様式第4号。以下「証明事務取扱簿」という。）及び自動車保管場所証明書受領簿（別記様式第5号。以下「受領簿」という。）を出力し、受理した申請等の処理状況を管理すること。

(7) 手数料の徴収

証明申請書等を受理するときは、公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）の規定に基づき、申請者から手数料を徴収するものとする。ただし、国又は地方公共団体に係る申請又は届出の場合は、手数料の全部を免除する。

2 証明通知申請

(1) 証明通知申請の受信

証明通知申請として、証明申請書に相当するデータ及び添付書類のデータについては、自動車1台ごとに1件の送信データを受けるものとする。

(2) 証明通知申請の申請者

証明通知申請の申請者が法人である場合は、その名称、代表者の役職及び氏名を入力させるものとする。

(3) 証明通知申請の審査等

ア 証明通知申請データの印字出力等

休日以外の日午前8時30分から午後5時15分までの間においては、常にO S Sシステムを起動させ、証明通知申請の有無を確認し、証明通知申請が到達した場合は、証明申請書に相当するデータ及び添付書類のデータを印字出力してその内容を審査するものとする。

イ 証明通知申請の審査

(ア) 他の警察署の管轄に係る証明通知申請が到達した場合は、速やかに当該申請を当該管轄警察署に転送するものとする。

(イ) 審査の結果、申請内容に不備があり、これを補正する必要がある場合は、O S Sシステムを用いて、申請者に補正を行わせるものとする。

(ウ) 前記(イ)の規定について、補正の通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に当該補正が行われなかった場合は、補正期限切れとして、証明不可の手続を執ること。

(4) 受理時の取扱い

ア 車台番号が入力されていない証明通知申請についても受理することとするが、当該車台番号が入力されるまでは、証明通知を行わないものとする。

イ 申請者の住所地と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合は、当該自動車の運行の用に供する拠点として使用し、かつ、自動車の使用の管理をする実態を備えている場所であることを疎明する書面データの送信を求めること。ただし、この資料は申請者の任意の協力に基づくもので、提出がないことを理由に不受理にしたり、誤解を与えるような対応をしないこと。

ウ 証明通知申請を受理した場合は、保管場所管理システムに保管場所の管理に関するデータを入力して、受理日ごとに証明事務取扱簿を出力し、受理した証明申請の処理状況を管理すること。

(5) 手数料の徴収等

ア 手数料の納付時期

証明通知申請が到達したときは、既に証明通知申請に必要な手数料が納付されていることから、速やかに審査を実施するものとする。

イ 手数料の免除

ＯＳＳシステムは、手数料を免除することができないことから、交通規制課長及び署長は、手数料の免除対象（国又は地方公共団体のことをいう。以下同じ。）が証明通知申請を行わないよう適切な教示及び広報を行うこと。

ウ 手数料の返還

証明通知申請が警察署に到達した後は、申請者が申請を取り下げた場合を含め、手数料の返還はしないものとする。ただし、申請者が申請手数料の免除対象であるとき、又は警察の責めに帰すべき事由があるときは、この限りでない。

3 申請に対する調査

申請に対する調査は、証明書の交付申請の場合は提出された書面に、証明通知申請の場合は警察署に到達した証明申請書に相当するデータ等を印字出力した書面に基づき、次のとおり実施するものとする。

(1) 保管場所の適否の判断基準

申請に係る保管場所の適否は、保管場所の適否の判断基準（別表第２）により行うものとする。

(2) 現地調査

ア 申請に係る保管場所の現地調査は、原則として調査事務を行う者が調査するものとする。

イ 申請に係る保管場所ごとに、収容可能台数を調査するため、駐車場調査票（別記様式第６号）を作成するものとする。

ウ 現地調査の結果については、調査復命書（別記様式第７号）により署長に報告するものとする。

エ 署長は、現地調査の結果、保管場所の確保について疑義のある場合は、関係者に照会するほか、必要な調査を行うものとする。

オ 次の場合は、現地調査を省略することができる。

(ア) 国又は地方公共団体からの申請で、保管場所の確保が確実と認められるとき。

(イ) 証明書の再交付申請のとき。

4 証明書の交付、処分通知等

証明書の交付、証明通知等は、次のとおり行うものとする。

(1) 証明書の交付等

ア 証明書を交付する場合

(ア) 署長は、証明申請書の記載事項に不備がなく、保管場所が確保されていると認めるときは、証明書を交付するものとする。

- (イ) 証明書には、受理番号、証明年月日及び警察署長名を記入の上、正本と副本に契印し、正本に署長印を押印して交付すること。この場合において、証明書の書面に申請者等による記載事項の訂正箇所がある場合は、同所に訂正確認印として署長印を押印すること。
- (ウ) 証明書を交付したときは、証明事務取扱簿の証明書交付年月日欄に交付日を記載すること。この場合において、証明事務取扱簿の証明書交付年月日欄への記載は、受領簿の受領年月日欄への記載をもって省略することができる。
- (エ) 証明書交付後の記載事項の訂正は、認めないものとする。

イ 証明書を交付しない場合

- (ア) 現地調査の結果、保管場所が確保されていないと認めるときは、当該申請者に対しその理由を速やかに連絡するとともに、証明申請書の正本の右上部欄外余白に「不可」と朱書きをして交付すること。この場合において、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規程に基づく教示については、教示書（別記様式第8号）を証明申請書の正本に添付して交付するものとする。
- (イ) 前記(ア)に規定する処分は、署長の決裁を受けて行い、処分を通知した日、その経緯等を証明事務取扱簿の備考の欄に朱書きする、又は任意の様式の文書を作成する等により記録化しておくこと。

また、当該処分に係る証明申請書の副本及び関係書類は、会計年度ごとに一括して別冊として保存すること。

- (ウ) 申請者からの申請の取下げにより証明書を交付しなくなった場合で、当該申請者から証明申請書に添付された書面の返還の要求があったときは、事務に支障があると認められる場合を除き返還することができる。

ウ 証明書の交付期限

証明書は、証明の日から起算して1か月を経過した日（その日が休日に当たるときは、当該休日以降の最初の執務日。以下同じ。）以降は、交付しないことができる。

(2) 証明通知等

ア 証明可として証明通知をする場合

- (ア) 署長は、証明通知申請の内容に不備がなく、保管場所が確保されていると認めるときは、速やかに証明通知を行うものとする。
- (イ) 証明通知を行う場合は、O S Sシステムを用いて調査結果等を入力した上で、署長の電子署名を行うこと。
- (ウ) 証明通知を行ったときは、証明事務取扱簿の証明書交付年月日欄に証明通知日を記載すること。

イ 証明不可として処分通知をする場合

(ア) 証明通知申請の内容に不備（補正により解消されたものを除く。）があると認めるとき、又は現地調査の結果、保管場所が確保されていないと認めるときは、当該申請者に対しその理由を速やかに電話等で連絡するとともに、証明不可として処分通知を行うものとする。

(イ) 前記(ア)の処分通知は、署長の決裁を受けた後、署長の電子署名を行って実施するものとし、処分を通知した日、その経緯等を証明事務取扱簿の備考の欄に朱書きする、又は任意の様式の文書を作成する等により記録化しておくこと。

また、当該処分に係る関係書類は、不可とされた証明申請書と同様に別冊として保存すること。

ウ 留意事項

ＯＳＳシステムを用いて審査結果を登録した場合は、内容の変更ができないことから、調査結果が正しく入力されていることを確認した上で、誤りのないように登録すること。

5 証明書の再交付

(1) 申請

申請者から証明書の再交付の申請があった場合は、証明申請書により受理するものとする。この場合において、前記1-(4)に掲げる書面の添付は省略することができる。

(2) 再交付

ア 証明書の再交付の申請を受理したときは、保管場所管理システムにより証明書交付の事実を確認の上、証明書を再交付するものとする。

イ 再交付する証明書には、当該証明書の右上部欄外余白に「再交付」と朱書きし、受理番号及び証明年月日は、再交付に係る既に交付した証明書のものと同一とする。

ウ 現地調査は省略し、再交付の申請に係る手数料は徴収しない。

(3) 期限

証明の日から起算して1か月を経過した日以降の再交付の申請に対しては、証明書を再交付しない。

第4 ICカード等の取扱い

訓令第2条第6号のICカード等（以下「ICカード等」という。）の取扱いについては、訓令によるもののほか、次により行うものとする。

1 使用する電子証明書

証明通知申請に係る事務において使用する電子証明書は、署長の電子証明書とする。

2 ICカード等の管理、使用等

(1) ICカード等行使者名簿への登載

署長は、指名したICカード等行使者を、ICカード等行使者名簿（別記様

式第9号)に登載し、署長が指名するＩＣカード等行使者を明らかにすること。

(2) ＩＣカード等の管理及び保管

ア 電子証明書管理者は、ＩＣカード等管理台帳（別記様式第10号）により、ＩＣカード等に係る申請、受領、有効期限等の状況を明らかにするものとする。

また、ＩＣカード等の破損、紛失、盗難、不正使用等事故のないように、使用の都度点検を行い、使用後は破損等の異常の有無を確認の上、施錠設備のある金庫等に保管すること。

イ 電子証明書管理者は、ＩＣカード等行使者以外の者にＩＣカード等を使用させ、又は訓令第2条第7号のＰＩＮ（以下「ＰＩＮ」という。）を知られることのないようにしなければならない。

(3) ＩＣカード等の行使

ア 電子証明書管理者は、ＩＣカード等が適正に行使されるようにするため、ＩＣカード等行使管理簿（別記様式第11号）を備え付け、貸与時間、返却時間等をその都度記載させること。

イ ＩＣカード等行使者は、ＩＣカード等を適切に行使するとともに、破損、紛失、盗難、不正使用等事故のないように厳重に管理しなければならない。

また、ＰＩＮを他に知られることのないよう、ＰＩＮの通知書をＩＣカード等とは別の施錠設備のある場所で保管しなければならない。

別表第 1

審 査 項 目

項 目	摘 要
1 証明申請書等 (1) 申請者等が記入すべき欄に必要事項が正しく記入されているか。 (2) 自動車の使用の本拠の位置は適切か。 原則、自動車の使用の本拠の位置とは、自動車の保有者その他自動車の管理責任者の所在地で、自然人の場合は申請者の住所又は居所等、法人の場合は事務所の所在地等である。 使用の本拠の位置として原則、認められない場合の例は、次のとおりである。 ア 割賦販売のため、自動車販売業者が当該自動車の所有権を留保している場合の自動車販売業者の事業所の所在地 イ 法人保有の自動車については、運転者の単なる自宅等（業務上の活動の拠点として実際に自動車を使用し、自動車の使用を管理している実態がある場合は除く。） ウ 申請者の勤務先の所在地 エ 保管場所が申請者の住所又は居所と異なる場合は、その保管場所の所在地 オ 家屋、社屋等の建築予定地 カ 申請者の居所又は営業の拠点として使用していない無人の倉庫 (3) 保管場所の位置は適切か。 (4) 申請者欄の記載は適切か。 申請者が法人の場合は、法人名のほか代表者の役職及び氏名が記載されているか。 2 使用権原疎明書面 (1) 自動車の保有者の土地又は建物を保管場所を使用する場合は、保管場所使用権原疎明書面（自認書）が正確に記載されているか。 (2) 他人の土地又は建物を保管場所として使用する場合は、有効な保管場所使用承諾証明書等が添付されているか。 ア 駐車場の賃貸借契約書の写しは、申請者が契約当事者として記載されているものであること。 イ 書面により疎明する使用期間は、原則として申請が行われた日から起算して 1 か月以上であること。 3 保管場所の所在図・配置図 (1) 所在図には、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が分かるように道路及び目標となる地物が表示され、使用の本拠の位置と保管場所が異なる場合は、その間の距離が明記（市販の地図等を使用した場合は、半径 2 キロメートルの円を記載、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置を線で結んで距離を表示する等）されているか。 (2) 配置図には、保管場所、保管場所の周囲の建物、空地及び道路が表示され、保管場所の寸法や道路幅員等が明記されているか。	1 (1) 証明申請書等の書面に記入された内容が明らかでないものは、申請者等に説明を求めるとともに、不備がある書面はその場で指導し、訂正させること（記載内容を訂正する権限（代理権）を持つ者か、確認の上訂正させる。）。 (2) 使用の本拠の位置と申請者等の住所が異なるものについては、必要により、支店、営業所等が記載された登記簿の謄（抄）本の写し、公共料金の領収書、使用の本拠の位置に到達した申請者宛ての郵便物等の資料の提出を依頼し、使用の本拠の位置の真正性を確認すること。ただし、この資料の提出は申請者等の任意の協力に基づくもので、提出がないことを理由に不受理にしたり、そのような誤解を与える対応をしないこと。 使用の本拠の位置の真正性に疑義がある場合で、資料の提出がない場合は、申請者にその理由を質問し、口頭で回答を受けた上で記録化しておくこと。 (3) 使用の本拠の位置と保管場所の位置が異なっている場合は、その間の距離を所在図により確認すること（所在図の添付が省略されている場合は、口頭により確認）。 (4) 申請者の住所が運輸支局の登録時に提出する印鑑証明書の住所（住民票上の住所）と矛盾しないかを確認すること。 2 保管場所の位置や使用者が申請書等の記載内容と一致しているか確認すること。 保管場所として使用する土地又は建物の名義上の所有者が死亡している場合は、戸籍謄本、住民票、税代理人又は納税管理人として記載されている土地証明書の写し等により、事実上の相続を疎明する書面を添付させ、未だ相続の手続が完了していない場合は、相続の権利を持つ者全員の使用承諾証明書の添付を受けること。 3 (1) 規則第 1 条第 3 項の規定により保管場所の所在図の添付を省略することができる場合があることに留意すること。 また、所在図の添付を省略できる場合であっても、保管場所の位置等を知るための合理的な理由がある場合には、その提出を求めることができる。 (2) 複数の自動車を保管する保管場所の場合は、原則として当該申請に係る自動車の保管場所を明示して特定させること。

別表第2

保管場所の適否の判断基準

判 断 基 準	摘 要
1 保管場所の位置 (1) 道路以外の場所であること。 (2) 自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置との距離が直線で2キロメートルを超えないものであること。 2 保管場所に通じる道路 (1) 当該申請に係る自動車が支障なく通行できるものであること。 (2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項の規定に基づく自動車の通行禁止規制が行われていないこと。ただし、宮城県公安委員会が規制の対象から除外し、又は警察署長の許可を受けることにより、当該申請に係る自動車が通行することができると認められる場合を除くものとする。 3 保管場所の広さ 当該申請に係る自動車の全体を収容できる広さを有すること。 4 法令上保管場所として使用し、又は自動車の進入が禁止されている場所 (1) 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）の規定による危険物の製造所、貯蔵所、取扱所等の周囲に空地として保有されている場所でないこと。 (2) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条の特別地域又は同法第21条の特別保護地区において環境大臣等の許可を受けなければ自動車を使用してはならない場所でないこと。 5 その他 (1) 実際に当該自動車の保管場所として使用する意思のない名目上の保管場所でないこと。 (2) 証明書を交付した直後、自動車の保管場所としての使用契約が解除されると認められるものでないこと。 (3) 当該申請の保管場所としての土地又は建物の所有権等をめぐり紛争があるものでないこと。 (4) 自動車の所有者が単なる名義人でないこと。	車両制限令（昭和36年政令第265号）が適用される道路については、幅の制限に抵触しないものとする。 商品置場、倉庫、作業所、荷さばき所等は特に注意すること。 駐車場使用料金が支払われていないものなどに注意すること。 都市に居住する子等に親の名義で買い与えているものに注意すること。

保管場所使用権原疎明書面（自認書）

証明申請・届出 に係る保管場所である 土地・建物 は、私の所有であることに間違いありません。

警察署長 殿

年 月 日

〒（ ）
住所

電話

氏名

- 備考 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○を付けてください。
- 2 土地・建物については、どちらか当てはまる方（両方に当てはまる場合は、両方）に○を付けてください。

保管場所使用承諾証明書

警察署長提出用

保管場所の位置			
使用者	〒（ ） 住所 電話		
	氏名		
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。 年 月 日 〒（ ） 住 所 氏 名 電話			

備考 他人と共有している土地又は建物を保管場所として使用する場合は、当該共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

保管場所の所在図・配置図

所 在 図 記 載 欄	配 置 図 記 載 欄

- 備考 1 別紙として、地図のコピーを添付することができます。
- 2 保管場所に接する道路の幅員と保管場所の平面の寸法をメートルで記入してください。
- 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所の位置を明示してください。
- 4 自動車の使用の本拠の位置（自宅等）と保管場所の位置との間を線で結んで距離を記入してください。
- 5 次に掲げる場合は、保管場所の所在図の記載を省略することができます。
- (1) 自動車保管場所証明申請書の場合
- ア 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって当該申請に係るもの以外のものをいう。以下このアにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- イ 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所と同一であるとき（前記アの規定に該当する場合を除く。）。
- (2) 自動車保管場所届出書の場合
- ア 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって当該届出に係るもの以外のものをいう。以下このアにおいて同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、当該届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。
- イ 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所と同一であるとき（前記アの規定に該当する場合を除く。）。
- 6 前記 5 の保管場所の所在図の記載を省略することができる場合であっても、警察署長が保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要があると認めるときは、保管場所の所在図の記載を求めることがあります。

別記様式第 4 号

自動車保管場所証明等事務取扱簿

受理番号	申請 区分	申請書 受理 月 日	申請者の住所・氏名	車名・形式・車台番号	自動車の保管場所の位置	調査 報告 月日	証明書交付		証明書 再交付 年月日	備 考
							1 適 2 不適	交 付 年月日		

- 注 1 受理番号は、申請書面受理順の番号とすること。
- 2 現地調査終了後、調査報告月日欄に月日を、証明書交付欄に結果を「1（適）」又は「2（不適）」と記入すること。
- 3 保管場所証明書交付の際は、証明書交付年月日欄に年月日を記入すること。
- 4 証明書の再交付の際は、証明書再交付年月日欄に年月日を記入すること。
- 5 この取扱簿を関係者以外に閲覧させたり、窓口カウンターに放置しないこと。

別記様式第5号

自動車保管場所証明書受領簿

[illegible]

駐車場調査票

[illegible]

調 査 復 命 書

年 月 日

警 察 署 長 殿

申請者 〃 に係る自動車の保管場所を調査した結果は、次のとおり
であります。

調 査 事 項	1	申請書に記入された内容に誤りはないか。-----	ない	ある
	2	保管場所が2km以内であるか。-----	ある	ない
	3	道路上の場所でないか。-----	ない	ある
	4	保管場所に支障なく自動車が出入りできるか。-----	できる	できない
	5	自動車全体を収容できる広さがあるか。-----	ある	ない
	6	保管場所使用承諾証明書が添付されている場合は、 使用承諾を受けているか。-----	いる	いない
	7	実際に使用できる状況にあるか。-----	ある	ない
	8	申請書記載の住所に申請者が居住しているか。-----	いる	いない
	9	保管場所使用承諾証明書の使用期間は 1か月以上あるか。-----	ある	ない
特記 事項				
交付予定日				
備 考				
1 調査結果については、各調査事項欄末尾の該当する項目を○印で囲むこと。 2 「特記事項」の欄には、保管場所の適否に関し必要と認められる調査結果について簡記すること。				

別記様式第 8 号

教 示 書

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に宮城県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮城県を被告として（訴訟において宮城県を代表する者は、宮城県公安委員会となります。）提起しなければなりません（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

警察署長

I C カ ー ド 等 行 使 者 名 簿

証明通知申請事務に係る電子署名等に関する事務に従事する者を下記のとおり
指名する。

記

- 1 対象手続
- 証明通知申請事務
- 2 指名職員

課	職 名	氏 名	指名年月日	備 考

- 3 指名期間
- 年 月 日から 年 月 日まで

別記様式第10号

I C カ ー ド 等 管 理 台 帳

警察署

No.	受領年月日	カード種別 (カード番号)	電子証明書 管理者受領印	電子証明書 有効期限	返納年月日	備 考

- 備考 1 カードごとに申請書の写しを編てつすること。
2 備考欄には、返納事由等を簡記すること。

I C カ ー ド 等 行 使 管 理 簿

警察署

[illegible]